

たまきかわまちづくり 社会実験募集要項（案）

玉城町における宮川河川敷の河川空間は、令和元年に“たまき水辺の楽校”として整備され、子供たちの環境学習の場や地域住民の散策路、デイキャンプ場として、町内外から利用されています。

玉城町では、令和4年9月に「玉城町かわまちづくり協議会^{※1}」（以下、「協議会」という。）を設立し、水辺空間の整備を検討するとともに、たまき水辺の楽校を軸とした地域の魅力・賑わいの創出に向けた取組を進めております。

この度、協議会では、整備箇所（たまき水辺の楽校周辺）において民間事業者等により周辺地域の活性化や新たな水辺のにぎわい、憩いの場を創出する可能性を検証することを目的とした社会実験を行います。

社会実験では、キッチンカー・オープンカフェ等の営業活動が可能となります。^{※2}

社会実験の趣旨に賛同し、玉城町の活性化に寄与する活動を行う希望のある事業者は、下記に基づき、応募願います。

協議会では、この取組みで住民ニーズの把握や営業活動の実態の把握、条件整理などを行い、今後の“たまきかわまちづくり”の利活用に反映します。

実験期間は、当面半年間を予定しています。

※1 玉城町かわまちづくり協議会は、玉城町、地域住民、民間団体、国土交通省三重河川国道事務所で組織されています。

※2 国土交通省は、平成23年に河川を占有する場合の規則「河川敷地占有許可準則」を規制緩和し、一定の枠組みの中で民間事業者等も河川敷地を使用した営業活動が可能となりました。

●募集内容・使用条件

①目的

たまきかわまちづくりを進めていくにあたり、整備箇所（たまき水辺の楽校周辺）を活用した周辺地域の活性化や新たな賑わい、憩いの場を創出する可能性を検証することを目的として社会実験を行います。

②募集箇所：たまき水辺の楽校（地図、写真参照）



【位置図】



【募集エリア】

③利用可能期間 令和5年3月2日(木)～令和5年9月30日(土)
午前9時～午後9時までの時間内
(活動施設の準備から片付けまで全ての時間を含む)

④使用条件 ・本社会実験の応募者は、玉城町内外を問わず、社会実験の目的に賛同し、かつ信用を有する「企業」「団体」「個人」を対象とします。
・利用後のアンケートやヒアリング等にご協力をお願いする場合があります。
・使用料は無料です。

(使用例)

- ・仮設店舗(商品販売、ドリンクや軽食のテイクアウト、キッチンカーなど)
- ・学校や組織などによる支援プロジェクトの開催・宣伝
- ・情報発信の活動拠点 等



利用イメージ

⑤応募方法 受付期間内(R5/3/2～R5/9/22)に、協議会事務局「玉城町建設課」へ別紙「たまき水辺の楽校使用届」を提出してください。提出方法は、持参、郵送、FAX、メールのいずれかの方法とします。(持参の場合、土日祝日を除く午前8時半～午後5時まで)
なお、ご不明な点等ございましたら申請前に下記まで問合せをお願いします。

協議会事務局 玉城町建設課

住 所：〒519-0495 三重県度会郡玉城町田丸 114-2

T E L：0596-58-8205

F A X：0596-58-4494

E-mail：kanri@town.tamaki.lg.jp

*使用届提出から受理まで1週間程度を要します。

【届出者記載欄】

たまき水辺の楽校使用届

令和 5年 月 日

玉城町かわまちづくり協議会 殿

届出者 住 所

氏 名

担当者

連絡先

下記のとおり、水辺の楽校を利用します。

日 時	令和5年 月 日 時 から 令和5年 月 日 時まで	
内 容		
場 所	たまき水辺の楽校	
現 地 責任者	氏名 : 緊急時の連絡先 : <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> 携帯電話	
備 考	参加人数 約 名	
写真・ イメージ図		受理印欄

*テント等の施設を設置する場合には、配置図等を添付してください。

*当該行事の企画書等を作成している場合には、参考図書として添付してください。

*使用内容に問題がある場合、または目的外使用があった場合には、使用をお断りします。また、反社会的勢力に該当する場合は使用する事ができません。

(裏面)

(注意事項)

1. 河川法その他関係する法令、条例、規則、慣行等を遵守すること。
2. 本届出の使用目的及び内容と異なる使用はしないこと。
3. 気象情報を十分把握して、河川の増水等安全に利用ができない恐れのある場合は使用しないこと。
4. 水難、転倒、落下その他事故等が発生しないように対策を行い、安全に注意して利用すること。
5. 他の利用者及び沿川住民に危害及び損害を及ぼす恐れがないように安全を確保し十分に注意して利用すること。
6. 本届出書は河川法の許可を与えたものではなく独占使用を認めたものでもないので、他の利用者の利用を妨げないように注意し、お互いに譲り合って利用すること。
7. 他の利用者及び沿川住民に迷惑をかけること。
8. 土地の掘削や盛土など土地の形状の変更はしないこと、また、竹木の伐採及び採取等をしないこと。
9. 工作物を設置しないこと。
10. ゴミ等を放置しないよう、河川の清潔の保持に努めること。
11. 火気を使用する場合は、火の始末に十分注意すること。
12. 利用に際し第三者に危害及び損害を与えた場合その他紛争が発生した場合は、責任をもって解決すること。
13. 護岸等、河川管理施設を損傷した場合は、速やかに玉城町に届け出てその指示に従うこと。
この場合において原状回復に要する費用は、原因者の負担とする。
14. その他使用にあたってはすべて自己責任であり、トラブル等に際しては協議会や河川管理者は一切責任を負わないものとする。

【届出者記載欄】

たまき水辺の楽校使用届(例)

令和 5年 2月 7日

玉城町かわまちづくり協議会 殿

届出者 住 所 津市広明町297

氏 名 三重河川国道事務所

担当者 三重 河川

連絡先 059-229-2216

下記のとおり、水辺の楽校を利用します。

日 時	令和5年 2月 23日 9時から令和5年 2月 23日 17時まで	
内 容	キッチンカー3台出店	
場 所	たまき水辺の楽校	
現 地 責任者	氏名 : 三重 河川 緊急時の連絡先 : 080-1234-5678 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 職場 <input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話	
備 考	参加人数 約 50 名	
写真・ イメージ図		受理印欄

*テント等の施設を設置する場合には、配置図等を添付してください。

*当該行事の企画書等を作成している場合には、参考図書として添付してください。

*使用内容に問題がある場合、または目的外使用があった場合には、使用をお断りします。また、反社会的勢力に該当する場合は使用する事ができません。